

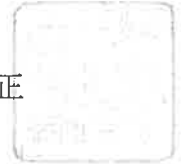
営業許可書

指令東保 第 18-193 号
平成 29 年 8 月 7 日

住所又は主たる
事務所の所在地 埼玉県比企郡吉見町下細谷 9 6

氏名又は名称 ヴィタリス製薬株式会社
浦部 一之 様

埼玉県東松山保健所長 遠藤 浩正



平成 29 年 7 月 18 日 付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第 5 2 条 の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 営業所の所在地 埼玉県比企郡吉見町下細谷 9 6

2 営業所の名称、屋号又は商号 ヴィタリス製薬株式会社

3 許可事項

営業施設符号 61・347・008154

営業の種類	許可の有効期間						許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで	
清涼飲料水製造業	29	12	1	35	11	30	
	[以	下	余	白]	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。